公益信託オラクル有志の会ボランティア基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計三十九団体に対し、総額千三百七万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　一一二、六七一、二三四円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一二、六七一、二三四円
　平成二十八年八月三日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託オラクル有志の会ボランティア基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託岡本敏記念肺線維症研究基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計三名に対し、総額三百万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　九、八三九、三二一円
負債合計　〇円
正味信託財産　九、八三九、三二一円
　平成二十八年八月三日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託岡本敏記念肺線維症研究基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託川嶋章司記念スカラーシップ基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計十一名に対し、総額千三百二十万円の奨学金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　三一八、一七五、四一二円
負債合計　〇円
正味信託財産　三一八、一七五、四一二円
　平成二十八年八月三日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託川嶋章司記念スカラーシップ基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道網走郡美幌町字大通北三丁目一番地、最後の住所北海道網走郡美幌町字三橋南二五番地の八　被相続人　亡　高間　英彰
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　北海道北見市北四条東一丁目一一番地双進ビル六階　横田大樹法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　横田　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山形県東置賜郡高畠町大字時沢一一二七番地二、最後の住所山形県東置賜郡高畠町大字時沢一一二七番地の一　被相続人　亡　髙橋　忠男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　山形県米沢市金池八丁目二番二号鶴巻ビル
　相続財産管理人　齊藤　麻衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍茨城県ひたちなか市大字中根三六〇〇番地一三六、最後の住所茨城県ひたちなか市大字中根三六〇〇番地の一三六東中根団地　被相続人　亡　田所満美子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県太田市寄合町一九番地四一三、最後の住所群馬県太田市寄合町一九番地四一三　被相続人　亡　木村　浩三
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　群馬県太田市浜町六―二〇浜町センタービル一〇〇一村山準一法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　村山　準一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県いわき市四倉町玉山字炭釜一四一番地、最後の住所埼玉県越谷市大字南荻島二二四番地一一　被相続人　亡　照井　文夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　埼玉県三郷市三郷一―一三―一二　ＭＴビル二階　みさと法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　松浦麻里沙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都八王子市東浅川町五四六番地一九、最後の住所東京都八王子市東浅川町五四六番地一九　八王子サニーハイツ六〇五号　被相続人　亡　中澤　秀孝
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階弁護士法人福澤法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍大分県玖珠郡九重町大字粟野一四一二番地、最後の住所東京都新宿区北新宿二丁目四番二五―六〇一号　被相続人　亡　古後　正彦
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四号室わかば法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県前橋市城東町二丁目一一番地、最後の住所東京都練馬区北町六丁目一四番二〇八号　被相続人　亡　中島　章喜
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都目黒区目黒三丁目五〇三番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町四丁目二番一号清徳苑　被相続人　亡　山本　精一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十八年八月三日
　東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

第１期決算公告　平成28年８月３日
滋賀県大津市晴嵐二丁目８番１号
ローム滋賀株式会社
代表取締役社長　安芸　康夫
貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,317
	固定資産	4,448
	合計	8,766
負債及び純資産の部	流動負債	1,088
	固定負債	7,500
	株主資本	177
	資本金	450
	資本剰余金	450
	資本準備金	450
	利益剰余金	△722
	その他利益剰余金	△722
	（うち当期純損失）	（722）
	合計	8,766